

令和7年度第1回環境審議会 議事録

招集の期日	令和7年9月12日（金）		
開催の場所	さいたま共済会館601会議室 (さいたま市内)		
開閉の日時	開会	9月12日 午後1時30分	
	閉会	9月12日 午後3時25分	
出席状況	別紙のとおり		
	概 要		
1 開 会			
2 あいさつ			
3 議 事	<p>諮問事項：埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部改正について</p> <p>報告事項：第5次埼玉県環境基本計画の令和6年度進捗状況の報告について</p> <p>報告事項：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める特定猟具使用禁止区域の区域指定及び既存区域の拡大について</p>		
4 閉 会			

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 17人

家田 曜世	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員
大河内 博	早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授
岡山 朋子	大正大学 地球創生学部 地域創生学科 教授
小川 順子	(一財) 日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹
川合 真紀	埼玉大学 理工学研究科 教授
高安 健一	獨協大学 経済学部 教授
原 美登里	立正大学 地球環境科学部 地理学科 准教授
佐柄木 優	埼玉弁護士会 弁護士
柳沼 薫	(公財) 埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員
西田 秀生	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事
五十嵐 敦子	埼玉県商工会議所女性連合会 会長
朽木 康之	生活協同組合コープみらい コミュニケーション・サステナビリティ推進 執行役員
杉田 茂実	埼玉県議会議員
内沼 博史	埼玉県議会議員
深谷 顕史	埼玉県議会議員
井原 康哲	一般公募
橋本 容子	一般公募

欠席委員 3人

細沼 千恵子	埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師
戸山 芳夫	(一社) 埼玉県獣友会 理事 総務委員長
香川 武文	志木市長

第1回 埼玉県環境審議会
令和7年9月12日（金）
午後 1時30分開会

○司会（芦邊） 皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回環境審議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課の芦邊でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はこちら会場とオンラインの併用による開催となっております。オンライン参加の委員におかれまして、会議中、音声が聞こえにくくなどお困りのことがありましたら挙手またはチャットでお知らせいただければと思います。

最初に資料を確認いたします。委員の皆様には議事資料及び参考資料を事前にお送りしております。議事資料は資料1「（諮問事項）埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部改正について」、資料2「（報告事項）第5次埼玉県環境基本計画の令和6年度進捗状況の報告について」、資料3「（報告事項）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める特定業務使用禁止区域の区域指定及び既存区域の拡大について」、以上3点でございます。

また、参考資料は「次第」、「埼玉県環境審議会規則」、「第16期埼玉県環境審議会委員名簿」、「席次表」、「埼玉県環境基本計画（概要版）」となります。なお、事前にお配りした委員名簿のうちから原委員の出欠の記載が誤って欠席になっておりました。本日会場出席いただいております。大変失礼いたしました。

会議に入ります前に新たに委員に御就任され初めて、本審議会に御出席される委員を名簿の順に御紹介をいたします。

立正大学の原美登里様でございます。

○原委員 よろしくお願いします。

○司会（芦邊） 埼玉県商工会議所女性会連合会、五十嵐敦子様でございます。

○五十嵐委員 よろしくお願いします。

○司会（芦邊） 埼玉県議会議員杉田茂実様でございます。

○杉田委員 よろしくお願いします。

○司会（芦邊） 埼玉県議会議員内沼博史様でございます。

○内沼委員 よろしくお願ひいたします。

○司会（芦邊） 埼玉県議会議員深谷顕史様でございます。

○深谷委員 よろしくお願いします。

○司会（芦邊） 以上5名の委員でございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは開会にあたりまして、環境部長の堀口から御挨拶を申し上げます。

○堀口環境部長 皆様こんにちは。環境部長の堀口でございます。カメラの位置がございますので、申し訳ありませんが、着座にて失礼いたします。

改めまして、環境審議会の委員の皆様方におかれましては、日頃から埼玉県の環境行政に格

別の御支援、御指導賜りましてありがとうございます。また本日皆様、御多忙のところ環境審議会に御参加を賜り、重ねて御礼申し上げます。

今日は、随分過ごしやすいといいますか雨もあって、ひんやりとした空気になっておりますけれども、本当に今年の夏は大変、非常に暑い夏でございました。7月の終わりから8月にかけては、連日のように、全国最高気温の更新があり、さらに夏全体を通して見ると、例年より2.36°C、温度が高い夏となりました。そして、この異常な暑さと同じくらい注目を集めましたが、今年の夏、野生鳥獣の生息域の拡大に伴って、人との接触の頻度が非常に高くなりまして、中には大変痛ましい事故がありました。

こうした温暖化の進行、あるいはこの野生鳥獣の対応、これまで環境部としては継続的に取組を進めてきたところではありますけれども、この夏の状況を見ている限り、これまでの取組の延長線上では、もはや抑制がきかないというような、そういうレベルにステージといいますか、フェーズが移行しつつあるのかなというような印象を持っておりまして、環境部としても非常に危機感を持っているところでございます。

本日も、これに関連した審議事項がございまして、できましたならば、これまでの取組に加えて、今後はこういった着眼あるいは取組が必要ではないかというようなアドバイスも、ぜひ忌憚のない御意見、御提言などをいただけすると幸いに存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（芦邊） 県幹部職員については、御手元の席次表のとおりです。

続いて、本日の運営に関する注意点を御説明します。

会場を設置しているカメラについては、「川合会長」、「会場」という名称の会場全体を設置するカメラとなります。リモートにて参加される委員におかれましては、御自身の操作で適宜映像を切り換えていただきますようお願いします。また、リモートで参加される委員におかれましては、御発言の際にカメラをオンにしてください。

続いて、御発言の方法です。

会場出席、リモート出席の方ともに発言の際は、まず挙手をし、会長の指名を受けてから御発言ください。会場出席者におかれましては、事務局がマイクをお持ちしますので、スイッチをオンにして点灯したことを確認してから御発言ください。発言が終わりましたらスイッチをオフにしてマイクを事務局にお戻しください。リモートにて出席される委員におかれましては、発言されるときのみカメラに合わせて音声をオンにしてください。

なお、本日の会議は委員17名が御出席となっております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を川合会長にお願いしたいと存じます。

○川合会長 川合でございます。それでは会議の方、進行させていただきたいと思います。

ではまず初めに温泉部会の委員を兼務いただいた審議会委員の、宇野委員、野本委員の退任がありましたので、新たに温泉部会の委員の指名をいたします。部会の委員は埼玉県環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することとなっております。つきましては、皆様の御専門分野や御経歴などを勘案しまして、お2人の御後任であります五十嵐委員、

そして深谷委員を温泉部会委員として御指名をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○川合会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

温泉部会の委員におかれましては、環境審議会委員との両方を兼ねていただくこととなり、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、会議の公開についてお諮りします。埼玉県環境審議会規則第9条により、会議は原則公開されますが、委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるときとされております。今回は議事の内容等を考慮しても非公開とすべき事由がなく、公開したいと思いますが、皆様、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川合会長 ありがとうございます。

それでは会議の公開を認めます。傍聴者においてオンラインによるものを原則とし、加えて会場での傍聴も可能としています。傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会（芦邊） 本日の傍聴者は、オンライン2名、会場参加はなしでございます。

○川合会長 わかりました。ではオンラインの方が2名いらっしゃるということで、公開とすることとしましたので、傍聴者の方に入ってもらってください。

（傍聴者入場）

○川合会長 それでは続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員の2人を指名させていただきます。小川委員、高安委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

○川合会長 ありがとうございます。それではお願ひしたいと思います。

それでは次第に従いまして、3、議事に入ります。本日の議事は、諮問事項が1件、報告事項が2件です。

まず、（諮問事項）埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部改正についてです。本諮問事項については本日答申する方向で議事を進めたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、みどり自然課長から御説明をお願いいたします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課長の高橋でございます。「（諮問事項）埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部改正について御説明いたします。

資料1を御覧ください。今回、埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第2条第2項で定める県内希少野生動植物種に水生食虫植物のムジナモを指定することについて諮問をさせていただきます。

まず、2、ムジナモの指定理由について御説明いたします。ムジナモは永らく野生絶滅の状態でしたが、関係者による地道な保全活動により、令和7年1月に公表された「埼玉県レッドリスト植物編」で絶滅危惧IA類に分類され、このたび野生復帰を果たしました。

野生絶滅から野生復帰した事例は、本県では初めてであり、自生地の環境変化により、今後

再び野生絶滅となるおそれがあることから、県内希少野生動植物種に指定し、保護する必要があるというのが指定の理由でございます。

次に3、指定候補種の選定についてです。指定候補種の選定にあたっては、条例第8条で規定する「埼玉県希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、令和7年3月に開催した埼玉県希少野生動植物種検討委員会において、「県内希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項」に該当するものとして選定をされたところでございます。

次のページを御覧ください。ここで4、ムジナモについて改めて御説明させていただきます。ムジナモはミジンコなどの水中の小動物を捕食する食虫植物です。国内では、一昨年に放映されたNHK連続テレビ小説「らんまん」のモデルとして取り上げられた牧野富太郎博士により発見されたことで有名です。名前の由来として植物の形がアナグマなどの「ムジナ」の尾に似ていることから、ムジナモと牧野博士により命名されました。

ムジナモの生育場所は県内では羽生市の宝蔵寺沼のみに自生しており、宝蔵寺沼は国内最後のムジナモ自生地として、国の天然記念物に指定されています。なお、宝蔵寺沼は羽生市の市有地と現在なっているところでございます。

希少性に関しましては、現在、国内のムジナモ自生地は宝蔵寺沼のみとなっていることに加え、埼玉県レッドデータブックでは初版から第3版までの長い間、野生絶滅とされており、今般、県内初の野生復帰を果たしましたが、自生地の生育環境の悪化等により、種の存続に支障をきたすおそれがあるとされています。

ムジナモは、1966年の台風による流出や農薬などの影響により、宝蔵寺沼での自然繁茂が見られなくなりましたが、その後、羽生市、羽生市ムジナモ保存会、埼玉大学などが連携し、40年以上にわたり自生地の環境整備や保護増殖、調査研究などの保全活動を行ったことにより、2016年以降は毎年10万個体以上が自然に増殖するようになっております。

次のページには、参考資料として1、県内希少野生動植物種指定の制度概要と、右側に2、条例に基づく県内野生動植物種の指定状況についてまとめておりますので、参考にしていただければと存じます。

以上で諮詢事項の説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。それではただいまの説明について、各委員から御意見あるいは御質問をお願いしたいと思います。順次、挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

柳沼委員、お願ひいたします。

○柳沼委員 ありがとうございます。意見と質問となります。ムジナモの指定は妥当だと思います。NHKの連続ドラマで取り上げられて関心が高い種だと思いますので、その関心の熱が冷めないうちに、この保全の取組が広く知られたり、あるいはその活動が継続されて、その活動に参加する方が増えていったりするということは非常に大切だと思っています。ですので、指定するだけではなくて、自生地での保全活動が進むような、県としての支援制度、普及啓発等の積極的な取組が必要だと思います。

そこでまず質問ですが、ムジナモのこの指定の後に、この生物多様性保全やネイチャーポジティブの社会づくりなど、そういった大きなところの実現に向けて具体的な計画をどのように考えているかというところを教えていただければと思います。

○川合会長 それでは、みどり自然課、いかがでしょうか。

○高橋みどり自然課長 今後の具体的な計画ということで、非常に壮大なというか、非常に大きなテーマだということで考えて受けとめております。もちろんこれから埼玉県としては昨年、生物多様性保全戦略を策定して、2030年までのネイチャーポジティブ実現、それに向けた各種取組ということを戦略の中でも規定しております。

こうした戦略についても進捗状況をしっかりと把握するとともに、新たな取組、新たな指標を設けるべきか、そういったことも今年度より、議論の方を活発化させていきたいと思っております。その中で、もちろんこういった希少種の取組についても、県としてどういう支援があるべきなのか、そういったことについても御意見があつたり、県庁内で意見が出てきたりすると考えておりますので、そうした意見を取りまとめる中で、戦略の見直し、こういった中で、大きな計画については考えていきたい、このように考えております。

○川合会長 柳沼委員いかがでしょうか。

○柳沼委員 ありがとうございます。この後の議事にも関係するかと思いますので、よろしくお願いします。実際、冒頭の部長の挨拶のとおり、この暑さというのは、水辺の生き物や湿地の生き物にとってはとても脅威で、それがすぐにでも対策しなくてはいけないという状況に陥る可能性も十分あると思いますので、是非ともそのあたりが、地域での保全活動の後押しとなるような仕組みづくりを御検討いただければと思います。

○川合会長 それでは他の委員の方いかがでしょうか。

西田委員、お願ひいたします。

○西田委員 質問というよりも、御礼になります。実は私は出身がここなんです。まさに宝蔵寺沼は近所です。子どもの頃から保存活動を行わされていましたので、こういう形で指定されるのは、ありがとうございます。ありがとうございます。

○川合会長 私から発言するのはなんですが、私も埼玉大学というところにいる関係上、専門が植物ということもありますし、野生絶滅から野生復帰した事例は大変誇れる事例だと思います。こういう事例をうまく生かして、県民の方々に知っていただきたいと思いますし、これに続くようなまた別の取組みたいなものが生まれてくると非常に良いと思います。こちら進めていただきありがとうございます。皆様他いかがでしょうか。

岡山委員お願いします。

○岡山委員 ありがとうございます。大変すばらしい話だと思っております。埼玉県、実はラムサール条約の登録湿地が渡良瀬遊水地しかなくて、県内の重要な4つの湿地の1つが宝蔵寺沼と書かれています。これほど貴重な植物種が生息していて、尚且つそこにはそれを中心とした生態系があろうかと思います。県として、保全のためにラムサール登録湿地の登録を検討されるということも、期待してもいいのかなと思いましたので、よろしくお願いします。

○川合会長 みどり自然課長、お願いします。

○高橋みどり自然課長 県内にはラムサール条約に登録するような大きな湿地というのは、今委員のおっしゃる、4県に跨る渡良瀬遊水地のみということになっています。もちろんそれ以外にも実は国が認定する重要湿地という小さい湿地が埼玉県実は結構あるというところがございます。

こういったものについては、ネイチャーポジティブの取組の中で、いろいろとどう保全して

いくのかというのを考えていきたいと考えておりますが、お話がありました渡良瀬遊水地の関係については、今いろいろ獣害対策の関係でも4県で連携した取組などを行っておりますので、そうした同じ近県の環境部署とも連携して、そういった湿地の保全についても、都度、意見交換ができればと考えておりますので、そうした中で埼玉県がどう取り組み、参画していくのかも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○川合会長 岡山委員いかがでしょう。よろしいでしょうか。

○岡山委員 はい。

○川合会長 それでは、他の委員の方々お願ひしたいですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。大体出尽くしましたでしょうか。それでは他に御意見、御質問等が無いようでしたら、諮問事項について確認させていただきたいと思います。

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく、県内希少野生動植物種を定める規則の一部改正について、ムジナモを第2条第2項で定める県内希少野生動植物種に指定するということに関しまして、反対意見や修正が必要だという意見はございませんでしたので、原案どおり答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○川合会長 ありがとうございます。それでは原案どおり答申するものといたします。

続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項1、第5次埼玉県環境基本計画の令和6年度進捗状況の報告について説明をお願いいたします。

環境政策課、よろしくお願ひいたします

○鈴木環境政策課長 環境政策課の鈴木でございます。昨年度に引き続いてお世話になりますけれどもよろしくお願ひいたします。私からは報告事項、第5次埼玉県環境基本計画の令和6年度進捗状況について御説明させていただきます。

まず資料2を御覧ください。大変恐縮ですが一点修正がございます。22ページになりますが、青いページで施策の方向5、恵み豊かな川との共生と水環境の保全の指標のうち、No.17でございます。

こちらの生活排水処理率でございますが、この最新値が資料上は94.4%と記載しておりますが、正しくは94.3%になります。また、あわせまして達成率（年度目標比）でございますが、こちらも96.3%と記載しておりますが正しくは96.2%になります。左側のグラフにつきましても資料の修正ができておりませんが同様でございます。先日、環境省の発表により、この最新値が確定したのですけれども、資料の更新に間に合わず大変失礼しました。申し訳ありませんでした。

それでは、進捗状況の説明に入りたいと思います。今回初めて御参加いただく委員もいらっしゃいますことから、初めに、埼玉県環境基本計画の概要について御説明させていただきます。恐縮ですが参考資料を御覧ください。

埼玉県環境基本計画は埼玉県環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しているものでございます。本県の最上位計画であります埼玉県5か年計画と整合を図るとともに、地球温暖化対策実行計画や廃棄物処理基本計画などの環境部門の個別計画の上位計画として位置付けているものでございます。

第5次埼玉県環境基本計画は令和3年度に本審議会から答申をいただき、令和4年3月に策

定したものでございます。また、今年3月には計画の実効性を担保するため、計画内で設定している3つの数値目標について見直しを行っております。

本計画の策定にあたっては、カーボンニュートラル、プラスチックごみ問題、環境・経済・社会の統合的向上を目指すSDGs等、策定当時の環境や社会経済情勢等の変化を踏まえたところでございます。

本計画では3つの長期的な目標を掲げております。この長期的な目標を実現するため、8つの施策の方向に整理しております。21世紀半ばを展望した長期的な目標としまして、気候変動を巡る動きなどを踏まえた「温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」、人間にも生物にもよりよい環境になることを目指した「安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」、各主体が脱炭素・循環型自然共生社会の実現に向けて一体となって取り組む「あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」の3つの目標を掲げております。

そして、施策の方向としまして、1、気候変動対策の推進から8、地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくりまで、8つの施策の方向ごとに取組を進めて参ります。各施策の進捗状況につきましては、29の施策指標も定めてチェックしております。毎年、環境審議会で御報告することとしております。本日はこの29の指標の令和6年度における進捗状況について御報告いたします。それでは資料2を御覧ください。

初めに、計画に掲げる29指標の最新の進捗状況について示しております。データ集計の都合により最新値が令和4年度あるいは5年度の指標もありますが、29の指標のうち、最終目標を達成した指標が1指標、年度目標達成している指標が17指標ございます。全体の約6割の指標は順調に進捗しております。

一方、年度目標未達成や計画策定時より後退している指標もございます。本日は、年度目標未達成となっている指標及び計画策定時よりも後退している指標、計11指標のうち、特に達成率が低い7つの指標について説明いたします。次のページを御覧ください。本日御説明する7つの指標について抜粋しております。上から順に御説明させていただきます。

まず、一般廃棄物の再生利用率でございますが、こちらは一般廃棄物の排出量のうち、再生利用した量の割合です。年度目標値が30.8%であるのに対し、実績値は24.3%であり、年度目標未達成となりました。再生利用可能な古紙や古着等の分別が十分行われておらず、資源ごみの回収率が上がらないことから、再生利用率が横ばい傾向にあるため、分別が進むよう、サーキュラーエコノミーの普及啓発などを推進して参ります。

続きまして、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量でございます。こちらは家庭から排出される一般廃棄物のうち、集団回収及び資源ごみを除いた量ということになります。年度目標が464g/人・日であるに対し、実績値は490g/人・日となり、年度目標未達成となりました。ペットボトルなどが店頭での資源回収ルートに回ることで、家庭系ごみは減少傾向にありますが、さらなる削減に向けて、分別排出徹底のための普及啓発等に取り組んで参ります。

続きまして、森林の整備面積でございます。間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積でございます。年度目標値が7,500ヘクタールであるのに対し、実績値は3,936ヘクタールとなり、年度目標未達成となりました。緊急性の高いナラ枯れ対策を優先したこと等により目標を下回っておりますが、今後、都市部と中山間地域の市町村をマッチングし、市町村連携に

による取組を促進するなど、森林環境譲与税を活用した森林整備が進むよう、市町村を支援して参ります。

続きまして、県産木材の供給量です。こちらは年度目標値が11万2,000m³であるのに対し、実績値は8万7,000m³となり、木造住宅の新設着工戸数の減少が続いていることから、計画策定時よりも後退する結果となりました。木材関連産業の川上から川下までが連携した県産木材の新たな流通体制を整備し、県産木材の計画的・安定的な供給に取り組んで参ります。

続きまして、生物多様性の認知度ですが、こちらは県政世論調査で生物多様性という言葉について、言葉の意味も含めて知っている、または言葉は聞いたことがあると回答した県民の割合となります。年度目標値は72%であるのに対し、実績値は67.8%となり、年度目標未達になりました。年代別に見ますと、30歳代から50歳代のいわゆる現役世代で低水準となっており、自発的な行動が必要なイベントの開催などのみでは普及啓発が十分でないと考えられます。今後は現役世代をターゲットとして企業に向けた取組を強化し、その従業員の生物多様性の理解を促進していくため、ネイチャーポジティブ推進分科会によるセミナーや交流の場を広げていくことで、認知度向上に努めて参ります。

続きまして、環境基準、BODを達成した河川の割合でございます。埼玉県公共用水域水質測定計画に基づく測定を行う河川におけるBODの環境基準の達成率になります。年度目標値が98%であるのに対し、実績値は91%となり、計画策定時よりも後退する結果となりました。河川水質の改善のためには、その原因の約7割を占める、生活排水を適切に処理することが重要ですが、令和6年度においては、生活排水処理率は向上したものの、汚濁希釈効果のある降水量が例年より少なかったことなどにより、目標達成となりませんでした。引き続き、合併処理浄化槽など、生活排水処理施設の整備を促進していくことで、水質改善を図って参ります。

次に、建築物の解体等現場における大気環境中の石綿濃度、1本/L以上の現場数でございます。こちらは、建築物の解体等現場の敷地境界により測定した大気環境中の石綿纖維数濃度が、1本/L以上の現場数をゼロに維持することを目指しています。令和6年度は石綿の飛散防止対策が徹底されていない現場が1件発生したことにより、年度目標未達成となりました。今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体工事に伴い、石綿が飛散することを防ぐため、届出のあった解体工事等の立入検査において、施工業者に対する指導を徹底し、目標達成に向けて取り組んで参ります。

第5次埼玉県環境基本計画の令和6年度の進捗状況につきましての説明は以上でございます。なお、本日報告した進捗状況は、例年12月定例県議会に年次報告書として提出、報告しております。その後、県のホームページにも掲載し、県民の皆様への周知を図っております。

以上で私から説明を終わります。よろしくお願ひします。

○川合会長 それではただいまの説明について、各委員から御意見あるいは御質問があればお願いしたいと思います。順次挙手をお願いいたします。

内沼委員、お願ひいたします。

○内沼委員 御説明ありがとうございます。前々回も質問したかと思いますが、必ずこの年度目標を下回った指標に、11、森林の整備面積、12、県産木材の供給量、これが必ず入ってきてますが、その都度やはり指摘をしています。本当にずっと毎年毎年入ってくるということは、それに対して施策等は打っていただいているが、抜本的なところがなかなかできないという

のが現状かなと思っており、それについての御見解をお願いします。

それと、やはり森林整備面積を増やすということは、路網の整備をしないと、なかなか伐採するにも山の中に入つていけないという現実があるので、その路網整備も含めた中でしっかりと取組をしていかないと、このまま毎年毎年同じような数字が並んでしまうような危惧があるので、その辺のことについてお伺いします。

あとは、県産木材の供給量、これについては、ここにも書いてありますが、流通体制の整備、ちょっと私も一般質問で質問したのですが、やはりその集積地等がこれから必要になってくる機会も増えてくると思いますので、ぜひその辺の対策をしっかりとやっていただきながら、県産木材を増やすことも含めて、取り組んでいただければなと思っております。

それと 21、石綿の件ですが、今までゼロが続いたが 1 件出てしまったということについて、もう少し詳しく知りたい。また、それから届出をしているところに何かチェックに入ることですが、例えば届出をしないでやるところってあるのでしょうか。その点も含めてお聞きします。以上です。

○川合会長 ただいまの委員の御質問のうち、まず森づくり課長、お願いします。

○阿部森づくり課長 森づくり課長の阿部でございます。ただいまの委員の御質問のうち、森林整備面積の大きな乖離についてでございますけれども、県内の森林約 12 万ヘクタールございますが、約半分、5 万 7,000 ヘクタールのスギ、ヒノキがございます。それらをくまなく適切に管理する目標がありまして、かなり目標については高く設定している状況がございます。

ただ、こちらのなかなか達しない原因にも書いてありますが、ベースには山で直接働く方々も減っている中で、労働力が足りないという中で集中的にカシナガ（カシノナガキクイムシ）対策であるとか、あるいは間伐をする必要がある森林というのがだんだん減ってきてはいますので、伐採、搬出、木材の利用の方に労働力をシフトしつつあるという中で、集約的な単位当たりの単価が高い施業の方に移っているという状況でございます。

委員がおっしゃるとおり、このまますっと乖離がどんどん開いている可能性もありますので、来年度の 5 か年計画もございますし、内容についてはまた検討させていただいて、毎年毎年言い訳をすることがないように取り組んで参りたいと考えております。

木材利用についても同様でございまして、伐採面積がなかなか増えないというところがございますけれども、先ほど委員の方からもお話があったとおり、川上・川中・川下の協議会を作つて流通体制整備について検討を進めています。お話のあった集積地、ストックポイント、そちらの方も、協議会の方で、かなり話題が出ておりまして、必要性については皆さん認識しているところで、流通体制の整備も含めて、皆さんと協議していただいているところです。需給情報システム、川上から川中、川下をクリアに皆さんと情報共有するシステムを構築しているところでございます。

来年度から仮に稼動させようかなと考えていますので、そういう取組を進めながら、木材の供給量についても、上げていければなと考えております。以上でございます。

○川合会長 大気環境課長、お願いします。

○小澤大気環境課長 石綿の件につきまして、大気環境課から御説明させていただきます。

まず、1 件超過してしまったものが出てしまった理由ということですけれども、先ほど委員から御案内があった、届出に基づいてそれが出たものにつきましては、作業前に県職員がすべて

の現場につきまして、ビニールシート等で漏れないように養生をしていますけれども、その部分を確認しております。その段階では漏れていなかったのですけれども、実質この工事の中では石綿除去作業中に天井材に石綿が付着し、それを取り外して、その飛散防止対策が徹底されなかったことで、それを養生から外に出すときに、漏れてしまったというのが原因だったということになります。その点につきましては、きちんと徹底して作業するようにということで指導しているところでございます。

それから、届出が漏れるものはないのかというお話ですけれども、この石綿の届出は大気汚染防止法とあわせて、労働安全衛生法、それから建設リサイクル法について、石綿があることの届出が出てきます。そのため、この事務を所管する関係機関とともに情報共有しまして、1つ出てきて他が出てきてないことがないようになど、そういうことは確実に行っているのが、まず1つ。それから石綿については、大気汚染防止法が改正されまして、一定規模以上の建物を解体するときは、石綿の有無について事前調査をしなければいけないという形になっております。

そちらの報告をすべてチェックして、レベル1の大気汚染防止法の届出が必要なものに関して漏れがないかということは確認しているということで、今現状、ほとんど大気汚染防止法の届出については漏れがないのではないかと考えています。以上です。

○川合会長 森づくり課長、お願ひします。

○阿部森づくり課長 先ほど答弁漏れがありました。路網整備でございますけれども、18ページの方にも、民有林内の路網密度ということで、目標ですけれども、年度目標が1ヘクタール当たり24.7mに対して、最新値としては24.5m、いうところで99.2%の達成率ではあるんですが、なかなかヘクタール25mですと、そんなに十分という話ではないので、引き続き、効率的な整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○川合会長 内沼委員、お願ひします。

○内沼委員 先ほどここにも書いてあるのですが、令和6年度から森林環境税が皆様から1,000円徴収されていますので、その森林環境税の使い道というのはやっぱり森林整備、そういうのがやっぱり主なもので、それについて、森林を守る、CO2削減というのがうたい文句にあるので、ぜひその森林環境譲与税の意味からもしっかりと森林整備をしていかないと納めている方から何に使っているか分からぬみたいなところがあると困るので、その辺はしっかりとやっていただければと思います。これは意見です。よろしくお願ひします。

○川合会長 ありがとうございます。県担当者から発言はありますか。よろしければ、他の委員の方いかがでしょうか。

それでは高安委員、お願ひします。

○高安委員 よろしくお願ひいたします。御質問、2つございます。

1つ目が、埼玉県民に対する啓発活動で何か新しいことをお考えかということです。今日の未達成の項目のうち、おそらく3と4と15は、個人が対象で、個人に行動変容してもらえないと思われる数値達成が難しいのかなと思います。

埼玉県は、毎年SDGsに関する世論調査をなさっていますけど最近は認知度、それから実際に活動していますというところが頭打ちになってきているところかなと思います。そういう意味でも何か新しい、個人向け啓発活動の手段をお考えであれば教えていただきたいということ

です。

2つ目ですが、目標達成に際して、人手不足や人材の高齢化がネックになってきているものはないかということです。今日の先ほど議論の中で出てきましたものと、11番、12番それから場合によって、21番、このあたりの人手不足や高齢化の問題が1つネックになっているのかなと。これは先に行けば行くほど課題として深刻になってくるかと思います。

ということで人手不足・高齢化が目標達成のうえでネックになっているものがあれば、教えていただきたいです。

○川合会長 御質問を2ついただきました。まず、環境政策課長、お願いします。

○鈴木環境政策課長 それでは、環境政策課からお答えしたいと思います。

まず、1点目の御質問の普及啓発における新たな取組ということですが、全く新しい取組というのが、この令和6年度にあったかと言いますと、個々の事業で見ればありますが、大きな意味において、先ほど高安委員から御指摘があったような、広く県民にという意味においては特段の新しいものはなかったと思います。ただ我々としましては例えば、環境学習という意味の啓発においては、従来からやっている制度になりますけれども、環境アドバイザーと環境学習応援隊の取組を継続してやっております。

この環境アドバイザーと環境学習応援隊の数につきましては、指標（No.28）の中にも入っておりますが、前年に比べますと合計11増えておりまして、着実に増加しています。また活動件数においても増加しているところでございます。環境学習の分野は幅が広いですが、廃棄物にしましても、生物多様性などにしましても、あるいは地球温暖化につきましても、それぞれの分野の専門家あるいはその専門にしている環境学習応援隊が活動しております。そういう活動を引き続き、広く周知して参りたいと思っております。

それから2点目の高齢化や人手不足が原因となっているような指標があるかというものでございますが、個別に見ていくと、もしかするとあるのかもしれません、今現在でこの29の指標のうち、これは間違いなく少子化や高齢化などの影響を受けるかなというのですと、例えば今回達成している目標ではありますが、地域清掃活動団体の登録数（No.27）につきましては、若干そういう影響を受けているのかなと考えているところでございます。以上でございます。

○川合会長 追加でお答えする方はいらっしゃいますか。森づくり課長、お願いします。

○阿部森づくり課長 森林整備と木材生産もそうですが、当然山間地域が主体の事業ですので、過疎化や高齢化というのは顕著にある。その背景でなかなか作業員の確保が難しいというのがあります。

今、直接山で働く林業従事者ですが、国勢調査ですと220人、減少傾向にあることは間違いない。この増加を期待することもなかなか難しい。ですので、県としては、一人一人の生産性を上げると、例えば高性能林業機械というものがございまして、木材の伐採・搬出などに、非常に威力がある機械がございまして、そういうのを使えるオペレーターの育成などに、そういうことで林業事業体を支援する中で、生産性を高めて、森林整備面積や木材供給量を上げる、そういう施策を展開しております。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。他に発言される方はいらっしゃいますか。また、高安委員どうでしょうか。よろしいでしょうか。

○高安委員 はい。

○川合会長 それでは続いてですが、岡山委員、よろしくお願ひします。

○岡山委員 ありがとうございます。3、4の廃棄物ですけれども、一般廃棄物ですので、実際のところは県が事務を所掌しているわけではなく、全ての市町村でやっていただく固有事務であります。

ただ、3が再生利用率あるいはリサイクル率、一方で4が1人1日当たりの排出量になっていますけれども、ごみ処理の原則は3Rですので、リデュース（発生抑制）、リユース（使いまわし）の方がずっと重要です。そういう意味では、4の方が先に来なくてはならない。そのうえで、1人1日当たりのごみ排出量をどこまで減らしていくか、ということを目標に定めてやっていくことになろうかと思います。惜しいというところまでいっているという評価ではありますけれども、こちらに書いてありますように、衣類や古紙類などもそうですが、最近、あまりリユースに回らなくなっていて、古本屋や古着屋の利用が上がってはいるけれども、それ以上に可燃ごみに捨てられてしまっているのです。

これは市町村だけでどうこうなることではなく、粗大ごみも含めて事業者と連動させ、地元での利用を促していただけるといいのかなと思います。

それからリデュースするにあたって、一般廃棄物の中で特に家庭系でネックになるのは生ごみ、つまり食品ロス、食品廃棄物です。事業系の一般廃棄物の中にある食品廃棄物については、徹底したリサイクルを県としてもやはり指導していただきたいと思います。もちろん、市町村からも指導していただきたいですけれども。そういうことで再生利用率を上げていくとともに、家庭の食品ロスを減らしていきたいですが、これはかなり難しいです。

調査研究の中で色々調べたところ、食品ロスのうち実は1割ぐらいは「賞味期限切れ」で捨てられている食品でした。賞味期限はおいしさの保持期限ですからこれが切れたといって、皆さんよくご存じだと思いますが、食べられなくなるものではない。実際にはそれを見ていなくて、とにかく期限は捨てる日として理解する消費者が非常に多いのが現実です。

ですので、フードドライブなどで、賞味期限への意識をより強化するのではなく、どちらかというと、食べ物を大切に食べていくという意識づけを推進していくような施策の後押しを是非県はしていただけたらいいかなと思います。

同じくリデュースですけれども、マイボトルと給水機を利用して、特に今ちょっと暑いですからペットボトルの利用を下げていくというのも非常に重要です。そういう中で、給水機を埼玉県も普及されていると思いますが、できるだけまた強化をする形で、特に観光地などによく集まる場所での給水機の設置というものをぜひ促していただきたいと思います。

食品ロスに関しては、どれだけリデュースできる、合わせて重点的に取り組んでいただきたいと思っています。

最後に未達成の主な指標に入っていますが、気になったのが1、温室効果ガスの排出量削減率です。これを見ると、令和4年の実績で目標が16.6%で、それに対して最新値が19.6%削減したので達成率が118.1%となっていますがそろそろ、令和5年度の実績が出てきてるかと思います。

実績はいいですけれども、令和5年度の目標値が幾つだったのでしょうかというのをちょっとお聞きしたいです。昨年度末に令和8年度の目標値を引き上げましたよね。それがかなり難しい目標値と言いましょうか、逆に目標を高くしたので、令和5年度の目標値がいくつなのか

教えていただきたいと思います。

○川合会長 いくつか御質問をいただいたかと思いますが、それでは、資源循環推進課長、お願いします。

○今川資源循環推進課長 資源循環推進課の今川です。まず指標の3と4の関係、委員のおっしゃるとおりです。基本的には市町村の事務でございますけれども、県では現在サーキュラーエコノミーということで、資源の効率的・循環的な利用に努める取組をしております。ごみをごみとして出す前に減らしていく、リデュースというのが一番大事な取組でございます。サーキュラーエコノミーの取組として普及活動を現在やっております。

昨年度と今年度、埼玉スタジアムに来た観客にPRし、また今年度からはサッカーを見に来た方以外に向けて、大規模商業施設で、資源の有効利用の取組を進めていく予定でございます。

また、これまで同様に、やはりごみを減らすというところも大事でございますので、そういった市町村の好事例といったもの、分別排出に対する住民の理解と行動変容、それが大変重要でございます。市町村の広報や啓発活動、好事例、こういったものを県でも紹介するなど、県内に横展開していくことで、そういったごみの減量化に努めて参りたいと考えております。

食品ロスの関係でございます。県では、食品ロス削減推進計画に基づいて取組を進めているところでございますけれども、この計画が始まる前から県内の家庭系の食品ロスが多かったという現状がございました。しかし、現在、家庭系の食品ロスは事業系の食品ロスよりも減っている状況でございます。目標としていたところをすでに達成しているとこではございますけれども、まだまだ改善の余地はあると思っております。

先ほどの衣服などの関係とも多少重複するかと思いますけれども、ごみの展開調査をしているさいたま市を一例に申しますと、燃えるごみのうち4分の1が資源化などに回せるごみであったという調査もございます。まだまだ分別排出の改善の余地はございますので、その辺も含めて、普及啓発に務めていきたいと考えております。事業系についてもやはり分別排出が必要ですので、市町村とも連携して進めてまいりたいと考えております。

賞味期限切れについて、消費期限との違いを県の方でも広報などで改善の余地がないかどうか考えていきたいと考えております。以上でございます。

○川合会長 併せて、温室効果ガスの削減率について回答はいかがでしょうか。

温暖化対策課、お願いします。

○佐藤温暖化対策課長 温暖化対策課の佐藤です。まず幾つか事情を説明しなければなりません。算出に当たっては、資源エネルギー庁の都道府県別エネルギー消費統計、これを基に計算するため、例年ですとその最新値が1年以上遅れて、翌々年の12月末に更新がされます。具体的に御説明しますと、今回の令和4年度データ、これは令和6年の12月に公表されて、ここから急いで計算をし、令和7年度の2月に結果が出たという状況です。精一杯急いで算出をしているような状況です。

目標と整合をとるということで進捗管理、評価をしていますけれども、こちらが上位計画の5か年計画と、この環境基本計画を連動して整合して評価をするということで、環境基本計画も令和7年の3月に目標値を変更しています。変更したのは、令和6年度ですけれども、ここまでデータは前の目標値で管理をするという仕組みになっておりまして、これは他の部局と同じような状況です。

そのため、古いデータで評価をする。先ほどの令和5年度については、一応目標値はもう今の時点で、単年度の目標を定めておりまして、18.4%。これで評価をするような形になりますが、まだ実績の方は追いついてないという状況であります。以上です。

○川合会長 資源循環推進課、お願いします。

○今川資源循環推進課長 給水機の御質問についてです。県の方で直接の情報を持っておりませんけれども、そういう事例も他の参考になると思いますので、啓発等で使っていきたいと考えております。以上でございます。

○川合会長 岡山委員、お願いします。

○岡山委員 廃棄物は必ず統計が出てきますので、これは単年度で全部数値がでることは承知しています。1つだけ重要なこと言い忘れていました。食品ロスも重点ですけれど、実はプラスチックも非常に大きな課題だと思っております。

皆さん御存じだと思いますが、特にプラスチックごみの中に最近外側がすべてプラスチックの製品、例えばハンディーファンなど、そういうものがよく混入します。こういったリチウムイオン電池が内蔵されている小型電子機器というものが、あちこちでパッカー車や焼却工場で爆発事故などを起こしております。川口市の焼却工場も焼けてしまいました。

こちらについては、国も対応しているところではありますが、一義的には販売店の回収が遅れている、あるいはその義務がないということもあって、一般廃棄物として各自治体が収集することになります。

そのため、自治体のリスクを軽減していくためにも、県の方からぜひ国の方にその回収について、現場の自治体にならざるをえなくなるのでしょうかけれども、これはもう拡大生産者責任を持って上流の企業すべて、メーカーだけでなく、販売流通・輸入業者を含めて、すべてその費用負担、リスクの負担をしていくように求めていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

○川合会長 資源循環推進課、お願いします。

○今川資源循環推進課長 資源循環推進課です。委員おっしゃられるとおりで、私どもはリチウムイオン電池の回収の取組を自治体と組んでやっておりまして、また販売店などと、今後取り組んでやっていきたいと今動いているところでございます。

またリチウムイオン電池ですが、特に海外産ですと、リチウムイオン電池に表示がないというのもございます。取り扱い方等について、国への要望もしておるところでございます。私どもとしても、今後啓発等も含めて、その辺の取組に力を入れたいと考えております。以上でございます。

○川合会長 岡山委員よろしいでしょうか。

○岡山委員 はい。

○川合会長 それでは他の委員の方々、順番に発言いただきたいと思います。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 よろしくお願ひします。先ほど、岡山委員から御質問のあった気候変動の件につきまして、私もお尋ねします。先ほどの令和5年度の目標値について佐藤課長の御説明ですと、令和6年度までのデータは、前の目標値に沿った基準になっていることによろしいでしょうか。令和5年度は18.4%が目標ということで合ってますでしょうか。

○川合会長 温暖化対策課、お願いします。

○佐藤温暖化対策課長 おっしゃるとおりでして、令和5年度の実績評価は18.4%。この数値を使います。

○橋本委員 ありがとうございます。私は気候変動の危機感を感じて、この公募委員の申込をしています。息子がまだ10代でして、この子たちの将来、気候変動が進行した結果、どうなってしまうのだろうということがあって、とても不安でいっぱい、何か自分でできることはないかと思いまして、この委員に申し込みさせていただています。

冒頭で堀口部長から御説明のあったとおり、今年の夏は観測史上最高気温を記録して、プラス2.36°C、全国平均気温が出ました。埼玉県では8月5日に鳩山町で、41.4°Cという気温を観測しました。こちらが群馬県伊勢崎市の41.8°Cに次いで全国2番目に高かったという非常に暑い夏だったと皆さんも実感があるかなと思っています。

先日、小学生の私の子供の友人から、気候変動は止まらないからって言われちゃったのです。そうやって子供に言い切られてしまったときに、どんな気持ちでこれを言っているのかと思ったときにすごい絶望感だったり、不安感だったりがいっぱいなのだろうなと思っていて、子どもにそんな絶望感を味わせていけない、私たち大人が解決しなければならないと強く思っております。それで前置きが長くなってしましましたが、令和5年度の目標が18.4%ということですけれども、実際には目標値が上がっているわけですので、実際はこれ以上を目指していくということなのかそのあたりを教えていただきたいです。

○川合会長 温暖化対策課、お願いします。

○佐藤温暖化対策課長 ありがとうございます。ちょっと言葉不足の部分があったと思いますが、令和5年度実績の評価まではこの18.4%でして、翌年度令和6年度からは引き上げた目標によって、更新した29.9%という目標値になります。その点を御理解いただければと存じます。

橋本委員に御説明したとおり、我々も目標値を引き上げたことによって、取組のペースを加速していくかいいことを十分認識しております。具体的な取組としては、大きく2つの柱を考えております。

1つは、基本ですけれどもエネルギー利用の効率化、いわゆる省エネになります。本県ですと大規模事業所を対象とする目標設定型排出量取引制度というものがございますので、これを的確に運用しながら、中小企業、家庭における省エネ設備の導入、省エネ診断、設備導入補助などを行って支援をしていきたいなと思っております。

2つ目は再生可能エネルギーの普及拡大というところです。中でもポテンシャルの大きい太陽光発電については、脱炭素化に加えた別の価値としてのレジリエンスの強化、これも含めて、蓄電池を組み合わせて導入を促進しております。また裾野を広げるという意味では、市町村との連携も欠かせないので、市町村の温暖化対策を支援するカーボンニュートラルSAITAMAネットワークという、会議、集まりがありますので、これも活用しながら目標達成に向けて努力して参りたいと考えております。

○川合会長 橋本委員いかがですか。

○橋本委員 はい。取り組んでくださっているという御説明が聞けたので、安心をしております。再エネと省エネに取り組んでいるということですけれども、前回の環境審議会の中で、パ

ブリックコメントに関する、意見交換というのがあったかと思います。そのパブコメの中で、24件きた中の5件で断熱の施策を求めるという声が上がっていて、それについて岡山委員などからも断熱施策の重要性などについて御指摘があったと記憶しております。

断熱が省エネの中でも大変効果の高いものであるという認識を私も持っております。断熱について、県としてどのように進めていくか、教えていただきたいと思います。

○川合会長 温暖化対策課、お願いします。

○佐藤温暖化対策課長 断熱につきましては、御存じかもしれませんけれども、今、建築物省エネ法という法律、新たに建築物の省エネについて段階的に改正をしながら、規制を強化しておりますけれども、こういったものが進んできております。

これは、本県でいえば都市整備部の所掌の規制業務になるのですけれども、これだけではなくて、これにさらに太陽光発電等の創エネを組み合わせることによって、ゼロエネルギーハウス、いわゆるZEH（ゼッチ）みたいなものも増やしていくことは可能になりますので、都市整備部と連携をしながら、こういったものを普及させていきたいと考えております。

○川合会長 橋本委員、いかがでしょうか。

○橋本委員 ありがとうございます。国の省エネ基準が2024年から義務化されていて、また2030年にはさらに基準が高くなってくると思われますので、それに沿っていくことも重要ですし、その基準の中に、気密の基準が含まれていないところがちょっと私としては問題意識を持っているところでして、気密性を担保していく必要がある。それが、光熱費の抑制や人々の快適性にとても寄与するものだということを資料読んだりして、私も認識をしております。

なので、国以上の断熱基準を埼玉県が定めるなど、新築に対してのみではなくて、すでにある建物をどうやっていくのかということがとても大事かと思っております。既存住宅の断熱化などについても今後進めてくださると嬉しいと考えております。これは意見です。ありがとうございます。

○川合会長 橋本委員、よろしいですかね。

それでは、続いて大河内委員、お願いします。

○大河内委員 非常に幅広い対策をしていただき、ありがとうございます。質問とコメントさせていただきたいと思います。

まず、施策の方向1の気候変動対策の推進ということでこの地球温暖化対策ってことだと思いますが、No.1、2はこれ基本的にはCO₂の排出量を削減しようという対策だと思いますけれども、適応策についてお尋ねします。例えば、昨日も東京、神奈川でかなり激しい雨、いわゆるゲリラ豪雨と言われるものがあって、そうすると都市部の非常に小規模な河川だと水が増え、内水氾濫し、マンホールから水が出てくる。それによって人的被害が起きると思うので、そういうことに対する対策ということを埼玉県で取られているのかどうかということが1つ目です。

あと、先ほどの森林面積の話ともちょっと関わるところですけど、再エネということでソーラーパネルを使って、太陽光発電していく、そういう動きがある中で、ニュースでもいろいろ問題が出ています。いわゆるメガソーラーにより、自然破壊や色々な問題が起きてきています。整備した後、きちんと管理してればよいですけど、下草がすぐ生えてきたなどということで、森林火災が起きるのではないかみたいなことも言われます。県内で、耕作放棄地みたいな

ものも結構あるのではないかと思いますが、全国的にも増えている。そうすると、そういった耕作放棄地にソーラーパネルを設置するみたいなことで、それによってそのまま放置されて問題が起きているところもあるようです。

埼玉県で耕作放棄地がどれくらいあってそういうところにソーラーパネルがどれくらい設置されているのかを1つお尋ねしたい。また、今、埼玉県としてそれを推進されているのかどうか。

現在のシリコン型のソーラーパネルを使った太陽光発電というのは、結局、リサイクルができないので業者にも求めないという形になってきていて、その再エネは環境にいいと言しながら環境破壊を引き起こしているのではないかと、いろいろ指摘されています。

この点について、埼玉県としてどのようにお考えなのかということをお尋ねしたいつというのが、施策1に関するところです。ちょっと違う話になりますけど、このまま、次にいって、よろしいでしょうか。

○川合会長 はい。どうぞ。

○大河内委員 施策の方向5、No.18に関わる水の汚染の問題です。BODというこれは古くからある、環境基準も決まっているようなものですけれども、これは有機物の総量規制みたいなものになります。最近の問題としては、微量な有機化合物による健康リスクについて問題になっていて、前回も私が申し上げたのですけれども、全国的にはPFASの問題が起きています。埼玉県で継続的にそういった調査をされているのかどうか。それに対する対策をどう取っていかれるのかというのが、2つ目の話になります。

それから、施策6です。大気の問題でPM2.5というところで埼玉県は非常に早い段階からこのPM2.5の問題に取り組まれていて、きっちと対策されてきて達成しているということで大変すばらしいと思います。しかし、実はPM2.5って環境基準値を下回るから安全ってことではなく、PM2.5は環境基準値を下回っていても健康被害が起きていることは報告されているところです。もともと、この粒子状物質の問題と埼玉県環境科学国際センターでPM1を提唱して、これ日本で最初に提唱されました。それでPM1をずっと計測されてきて、素晴らしい研究だと私は思っていて、環境基準もPM2.5ではなくて、PM1に今後していくべきと私自身は考えているところです。

ですから埼玉県環境科学国際センターが、日本全国に先駆けてやっているところでぜひPM2.5ではなく、PM1で考えてほしい。PM2.5ではなくと言っているのは、PM2.5中にはサイズが大きな粒子も入ってくるからです。

肺胞の方に入ると健康リスクが高いのはPM1になってきますので、そういったところを埼玉県が日本全国先駆けてやっていますので、環境省にもいろいろ意見を言って、これを広めてください。我々日本国民全体の健康を守るようなことになると私自身は思っています。ぜひ埼玉県から声を上げていただきたいという、これは要望になります。

それから、施策7のNo.24、25のところで、環境科学国際センターの業績と言いますか、現状を御紹介いただいている、非常に素晴らしい活動されていると思います。私の分野でも埼玉県環境科学国際センターは日本全国の自治体の中でもトップの研究業績を上げられていて、非常にすばらしいと思います。今後も引き続き、こういった日本を引っ張っていくよう、埼玉県が引っ張っていくような研究を今後も続けていただきたい、これは1つまたこれ要望です。

質問ですが、No.25 で、環境分野における海外との交流者数について、現状、何か国ぐらいの方々を受け入れて研修をされているのかということと、あと、やはりこの埼玉県が持っている経験をぜひ海外にも、技術供与みたいな形で、受け入れだけじゃなくて埼玉県の研究員の方が海外に行って技術支援をするなど、そういうことも積極的にやっていただくといいと思いました。多岐に渡って、雑駁な質問とコメントと要望で申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

○川合会長 多岐にわたる御質問で、答えるのは大変かもしれません、まず、それでは施策1 関係の御質問について、温暖化対策課長、お願ひします。

○佐藤温暖化対策課長 温暖化対策課です。十分なお答えにならないかもしれません、当然ですが適応策として、県土整備部が激甚化する降雨災害等に対応するために、緊急的な治水対策というのを、計画に位置付けながら、進めていただいております。具体的には河道や調整池の計画的な整備の中で、河道整備 3.6kmを昨年度手を付けたところです。細かい内容についてわかっておりませんが、計画的に対応しているということがございます。

○川合会長 エネルギー環境課、お願ひします。

○尾崎エネルギー環境課長 エネルギー環境課でございます。メガソーラーを設置することで、環境破壊になるようなケースについて、県としてどう考えているかという御質問についてお答えしたいと思います。まず、県としましてはメガソーラーが設置されることで、環境が破壊されてしまうようなケースにつきましては、市町村、そして国と連携してしっかり防止していきたいと考えております。現状でございますけれど、県内のメガソーラーの認定件数 200 件中、稼働しているものが 197 件でございます。県の方では、経済産業省の認定を受けております、出力 50 キロワット以上の太陽光発電設備の設置、管理の状況について、平成 29 年度から事業者に委託して現地調査を実施しているところでございます。

令和 6 年度までの 8 年間におきまして、延べ 1,400 件の施設につきまして調査を実施させていただいたところでございます。調査のうち、標識や柵の不備や、委員からお話がありましたような敷地内に雑草が繁茂しているようなケースなど管理に不備が見つけられたような件数が合計で 432 件ありました。県におきましては、こういった不適切箇所につきましては残念ながら県として直接の指導権限、指摘するような権限を持っておりませんので、調査結果につきましては、権限がございます経済産業省の方に情報提供いたしまして、指導等をしっかりして欲しいと依頼しているところでございます。

耕作放棄地にメガソーラーがどれくらいあるかというところにつきましては、大変申し訳ございませんが、メガソーラーについては今お答えしたとおりでございますが、その敷地が耕作放棄地かどうかを今お答えできるようなデータを持ち合わせておりません。調べができるかということも併せて、検討させていただきます。

○川合会長 産業廃棄物指導課、お願ひします。

○宮原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課です。太陽光パネルのリサイクルについて御質問をいただきました。現在使われているシリコン系のパネルについては、今県内で 4 社、この太陽光パネルのリサイクルに向けて、処理の許可を取ったところがございます。まだ始まったばかりでございますので、完全なリサイクルはできておりませんが、特に全体の 60%を占めるガラスの部分のリサイクルがなかなか難しいので、そこを確立するように今取り組んでいると

ころです。

ペロブスカイトのような新しい技術も出てきており、今後こういったシリコン系のパネルではなく、そういった方向にシフトしていくと、農地や森林を削るなどの設置ではなくて、普通の建物に上手に設置できるような形も出てくると思います。こちらにつきましても処理の検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○川合会長 水環境課、お願いします。

○堀口水環境課長 委員の御質問のうち、有機フッ素化合物（PFAS）の県内の調査状況と対策についてです。河川水と地下水における指針値ということで、国の方が設定しております。それを設定したことに伴いまして、県内の河川及び地下水について、PFOS 及び PFOA の指針値を定めているところございますが、この2物質について調査を実施しております。

地点数でございますけれど、令和6年度、国・県・市で連携いたしまして河川水については50地点、地下水は44地点で測定しております。そのうち、今集計結果が出ているのが、県の方の結果について今手元に持っております。県の方が河川水については27地点、地下水については31地点で調査をしております。河川水につきましては、指針値の超過はございませんでした。地下水の方につきましては、31地点のうち、1地点で指針値を超過している状況にございます。

指針値の超過を受けまして、まず周辺の地下水における汚染状況を把握しております。その調査結果でございますけれども、当初確認した1地点とは別の1地点で、指針値が50ng/Lでございますけれども、93ng/Lというような指針値超過を確認しております。このことを受けまして、指針値を超過した井戸の所有者に対して飲み水として使用させないようにということで、指導しているところでございます。併せて、周辺で地下水を飲用されている方に対して、指針値超過が出ているということ、飲み水として使用されないように個別に周知させていただきました。以上でございます。

○川合会長 続きまして、大気環境課、お願いします。

○小澤大気環境課長 大気に関するPM1調査について、お答え申し上げます。県環境科学国際センターでは、2005年から全国に先駆けて、PM1のモニタリングを実施しております。これだけ長期間モニタリングデータがあるのは埼玉県だけですけれども、PM2.5の方がより注目度が高く、あまり知られていないという現状がございます。

2017年からはPM1の自動測定器が動いておりまして、国内では東京都環境科学研究所と環境科学国際センターに設置されている状況でございます。PM2.5には人為起源粒子と自然起源粒子が混在しますが、PM1は人為起源粒子によるものが多く、ディーゼル車の排気ガスや、ばい煙発生施設などから排出されています。そのため、人為起源の対策効果を確認するためにPM1のモニタリングは有効だと考えております。当県では、PM1の濃度はSPMやPM2.5と同様に減少傾向にございます。今後、自動車が新しい排ガス適合車への置き換わりなどが進んでいくこともありますから、自動車からの排出量は低減傾向を継続していくものだと考えております。

大気環境が現状より悪化するとはちょっと考えづらいところがございますので、現在の大気環境は維持できると考えております。そのため、PM1による新たな規制は必要ないと考えておりますが、引き続き環境科学国際センターのPM1のモニタリングを継続しながら、対策・効果

を確認してまいりたいと考えております。以上です。

○川合会長 環境科学国際センター、お願ひします。

○八戸環境科学国際センター室長 環境科学国際センターの八戸です。委員の御質問にお答えします。まず、令和6年度の外国との研究協力（後に訂正：技術支援）でございますが、7か国です。中国、タイ、カンボジア、韓国、モンゴル、フィリピン、ベトナムの計7か国と研究協力（後に訂正：技術支援）をさせていただいている。あと、研究発表でございますが、大変ありがたい言葉をいただきましたが、私ども研究員は、大学、研究所、いろんな専門家と学会等を通じて、研究発表して研鑽を積むというのとあわせて、環境科学については、正しい知識を県民の方に知っていただいて、それを行動に移していただくというのが大事であると考えております。

最近は、研究員の専門的な研究について、一般の方にも御理解いただきたいということで、いろんな機会を通じて研究所公開や講演会などいろんな機会を通じて、わかりやすく研究員の研究成果を発表して、聞いていただくというようなことにも力を入れているところです。引き続き、このようなことで、環境科学を皆さんに知っていただくように努力していきたいと考えております

○川合会長 どうもありがとうございました。大河内委員、よろしいですか。

○大河内委員 まだ、お聞きしたことがあります時間が限りがあるので、コメントだけさせていただきますが、PFASの問題って、水の問題と考えられていますが、空気中にも浮遊しています。

大気の方もやはり測っていっていただきたいということとそれからマイクロプラスチック、これもちょっと私が言いましたけど、水でよくマイクロプラと言われていますが、空気中にもマイクロプラスチックが浮遊していて、実はそれとPFASがくっついて飛んでいくなど、それで吸い込むとより、健康リスクが高まるのではないかとも言われていますので、水と大気ってかなり連携しているので、ぜひそのような研究も進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

○川合会長 まだまだ質問、コメントたくさんあると思いますが、時間も限られていますので、今日どうしてもこの場で発言しておきたいという方。ではこの御質問を最後の1つとさせていただきます。原委員お願ひします。

○原委員 環境部の皆さんには、まず御礼を申し上げます。県内でいろいろ研究させていただくと本当にいかに埼玉県環境部が他県に誇れるかということはいつも思っております。いつもありがとうございます。

2点どうしてもというところがあります。例えば、このような資料を出していただいたときにとても丁寧にまとめていただいて、見やすくしていただきましたが、できればこの環境審議会等々の委員会においては、今、委員皆さんから質問があったものに対しては対応してお答えをしていただいている。その多くが、例えばこの資料それぞれ例えば6ページにあります1のような進捗状況分析っていったところが、大枠の概略でやっぱり資料の削減もありますので、大枠としての概略しか書かれていない。当然同じように取組予定に関しても、大枠しか書かれていないで質問がされれば、こういう対策をしますって細かいものが今御説明いただいたかと思います。こういった資料を根拠資料であるとか、それから実際にはどういう取組をしている

のかという具体的な内容をお示ししていただきますと、よりもっと活発な議論ができ、前もって送ってもいただいているので、その質問に対する回答はその資料を見れば、理解ができると考えておりますので、ぜひそれをお願いしたいということ。

もう1つは、やっぱり環境問題は、他部署との関連もすごく大きいと思う。先ほどの森林の話もありましたけど、農林部さんとの絡みなどもあると思います。部を超えたやはり連携も、これはぜひ部長に強化をしていってください、そういった内容についても、少しこちらの方にもお示ししていただけると、よりよい議論ができると感じました。以上です。ありがとうございます。

○川合会長 原委員からコメントをいただきました。本日は時間に限りがございますため、こちらまでにしたいと思います。この件につきましては、今日で終わりというものはございませんので、コメントや質問がございましたら、事務局にお問い合わせください。またこの会は事前質問ということで、委員の方から事前に質問を出す機会が設けられております。事前質問を活用していただければ、前もって必要な資料を用意していただくとも可能と考えますので、利用していただければと思います。

それでは報告事項「第5次埼玉県環境基本計画の令和6年度進捗状況の報告について」の審議については、これで終わりにしたいと思います。

続いて報告事項「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める特定猟具使用禁止区域の区域指定及び既存区域の拡大について」の説明をみどり自然課からお願いします。

○高橋みどり自然課長 みどり自然課の高橋でございます。それでは報告事項2について説明させていただきます。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める特定猟具使用禁止区域の、区域指定等について御説明いたします。

資料3を御覧ください。1、報告事項の内容といたしましては、鳥獣の捕獲等において、特定猟具の使用を禁止する区域について、関係市町村長から要望があったことに基づきまして、今回新たに指定及び区域の拡大を行おうとするものでございます。

次3、区域指定（新規）についてです。今回新たに区域指定する滑川和泉特定猟具使用禁止区域についてです。指定する区域内には不特定多数の方が利用する遊戯施設、具体的にはサバイバルゲーム施設というものが存在いたしまして、そこに散弾による利用者への危険の予防を図るため、滑川町長と地元の和泉区長から区域指定の要望がございました。また利害関係者である東松山猟友会長と埼玉中央農業協同組合代表理事組合長からも、同意があったことから、今回新たに49ヘクタールを特定猟具使用禁止区域に指定するものでございます。

続いて4、区域変更（拡大）についてです。

今回、区域の拡大を行う比企北部特定猟具使用禁止区域について御説明いたします。

区域変更する区域内には小学校や住宅地が存在いたしております、こういった住宅街における危険の要望と静穏の保持を図るため、嵐山町長から区域拡大の要望がございました。

また、利害関係者である地元区長や小川猟友会長、埼玉中央農業組合代表理事組合長などからも同意があったことから、今回新たに71.5ヘクタールが特定猟具使用禁止区域に組み込まれるものでございます。

次の 36 ページの 5、指定・拡大区域の位置図を御覧ください。ただいま説明した 2 つの区域の位置図になります。左側の県域図で、県全体の特定猟具使用禁止区域の区域を示し、右に今回新たに指定及び拡大を行う区域を示しております。拡大図中の黄色が指定及び拡大区域、水色が既存の指定区域になっております。報告事項の説明は以上でございます。

○川合会長 ただいまの説明について各委員から御意見あるいは御質問があれば、挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

特に質問、コメントなどはございませんので、報告事項 2 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に定める特定猟具使用禁止の区域指定及び既存区域の拡大について」の審議についてはこれで説明終了したいと思います。

以上で予定しておりました課題は終了いたしました。

最後に委員の皆様より何か御発言がございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。それでは、令和 7 年度第 1 回埼玉県環境審議会を閉じたいと思います。本日は御協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

○司会（芦邊） ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回埼玉県環境審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後 3 時 25 分閉会